

第3節 主要な疾病・事業ごとの保健医療体制

医療法第30条の4の規定に基づき、医療計画における疾病・事業については、医療提供施設相互間の機能の分担および業務の連携を確保するための体制に関する事項を記述することとされている。これらについては、前回の計画から記述が必要とされていた、がん、脳卒中、急性心筋梗塞および糖尿病の4疾病、救急医療、災害時における医療（以下「災害医療」）、へき地の医療、周産期医療および小児医療（小児救急医療を含む）（以下「小児救急を含む小児医療」）の5事業（大阪府にはへき地はないため4事業）に加え、今回の計画より新たに精神疾患および居宅等における医療（以下「在宅医療」）が追加された。

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療および在宅医療については、府域全体の記述に加え、医療圏ごとの検討を行い、各医療圏の状況についても記載し別冊の圏域版とした。一方、災害医療と精神疾患については大阪府を一つの医療圏としたため、府域全体の記述のみとした。これらの記述のうち医療機関における医療機能については、平成23年度から24年度に実施した医療機能調査等において、医療機関より申告のあった情報をもとに記載している。

また、医療機能の最新情報については、平成19年度より開始された医療機能情報提供制度により提供している。

医療機能情報提供制度による医療機能情報

<http://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenult01.aspx>